

無届伐採は違法です！



森林の立木を伐採する際は、市へ届け出てください

森林の立木を伐採する場合には、森林法（第10条の8第1項）の規定により、あらかじめ市に伐採届を提出していただく必要があります。

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しています。無秩序な伐採は、森林が持つこれらの機能を失わせ、災害の発生につながるなど、私たちの生活に多大な影響を及ぼしかねません。このため、森林の立木の伐採及び伐採後の造林が適切に行われるよう届け出をすることとなっています。

届出の対象となる森林

県が定める地域森林計画の対象となっている民有林
 ※市で確認できますので、農林水産部林務課または各振興事務所林務担当にお問い合わせください。

届出が必要な人

●森林所有者が自ら伐採する場

合（他者に作業を請け負わせて伐採する場合も含む）は、森林所有者が届け出を行います。

●伐採事業者等が立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と伐採事業者等が連名で届け出を行います。

●伐採する人と伐採後の造林を行う人が異なる場合は、連名で届け出を行います。

《届出様式》「伐採及び伐採後の造林の届出書」（森林法第10条の8第1項関係）

《提出期間》伐採を開始する日の90日前から30日前までの期間
 《提出先》農林水産部林務課または各振興事務所林務担当

この届出が不要な場合
 保安林及び保安施設地区、森林経営計画対象森林を伐採する場合等

※別途、許可申請または関係法令に基づく届け出が必要であれば、

皆伐を行う場合

「郡上市皆伐施業ガイドライン※」を守ってください。

●1ha以上の皆伐を行う場合は、別途「郡上市皆伐施業ガイドライン」に基づく「皆伐作業計画書」及び「チェックリスト」の提出が必要です。

※市では、豊かな森林環境を守りながら、木材を持続的に利用していくために、皆伐に適さない箇所や皆伐する時に気を付けていただきたいことなどをまとめた「郡上市皆伐施業ガイドライン」を定めています。

森林所有者と伐採事業者のみなさんは、このガイドラインに沿った皆伐の計画、施業を行うようお願いいたします。

ガイドラインの詳細については、農林水産部林務課（☎67・2121）にお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

森林の開発を行う場合は次の事項にも留意してください

1ha以下の開発を行う場合

「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市に提出してください。また、関係する法令等を遵守するとともに、土砂流出防止や排水処理等の対策を実施するようにしてください。

開発を行う場合に留意いただきたい点

災害の防止

周辺地域において土砂流出や

崩壊等の災害のおそれはないか
▼水害の防止
 下流地域において水害を発生させるおそれはないか

▼水資源の確保
 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれはないか

▼環境の保全
 周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれはないか

森林（土地）の管理責任について
 土地所有者には、土地の管理責任があります。所有地を第三者に賃貸借などにより開発用地として提供する際には、後のトラブルが生じないよう、被害が発生した場合の責任を明確にするために必要な事項を契約書で定めておくことが大切です。

●開発を行う場合は、事前に開発地周辺の地元自治会などに工事の説明を行い、理解を得るよう努めてください。

1haを超える開発を行う場合
 県の林地開発許可が必要で

す。詳しくは、岐阜県郡上農林事務所森林保全課（☎67・1111）にお問い合わせください。
 なお、太陽光パネルの設置及び、それに関連した森林を伐採する場合は、面積に関わらず、事前にご相談ください。

伐採後の造林が完了したときは市へ報告してください。

平成28年5月に森林法が改正され、市町村長が伐採後の森林の状況を把握しやすくするため、平成29年4月以降に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出された場合は、伐採した森林（間伐を除く）について、造林が終わった日（伐採後に森林以外の用途に供する場合は、その伐採が終わった日）の状況について、造林が終わった日（森林以外の用途に供する伐採が終わった日）から30日以内に市町村長に報告書を提出することが森林所有者等の造林者に義務付けられました。これにより、伐採後の造林が完了したときは、市への報告書の提出が必要になりますので、お忘れにならないようご注意ください。

詳しくは、農林水産部林務課にお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

問 農林水産部林務課
 67・2121

